公益財団法人鳥取県文化振興財団採用試験【舞台技術職員】

（令和６年６月１日採用予定）

受 験 案 内

公益財団法人鳥取県文化振興財団
〒680-0017 鳥取市尚徳町１０１－５　(0857) 21-9011
ホームページ http://www.torikenmin.jp

１　受付期間

令和６年３月２９日（金）～令和６年４月２９日（月）午後５時

〈持　参〉公益財団法人鳥取県文化振興財団事務局（鳥取県立県民文化会館＜とりぎん文化会館＞内）
【受付時間：午前９時～午後５時】
ただし、県民文化会館の休館日［4/1・8・15・22］は受付不可です。
〈郵　送〉４月２９日（月）午後５時必着とします。なお、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、簡易書留等確実な方法により送付してください。

２　募集職種等

職　種	主な業務内容	採用人数
舞台技術職	（公財）鳥取県文化振興財団が鳥取県から管理等を受託している施設（鳥取県立県民文化会館又は鳥取県立倉吉未来中心）において、舞台技術（舞台・照明・音響等）の提供及び舞台の保守点検管理業務等を行う。	１名

３　採用時期

令和６年６月１日付（予定）

４　受験資格

次の条件をすべて満たすことが必要です。

学　歴	○高等学校以上を卒業した者（同等程度者を含む）で、舞台技術に関する知識を有する者又は舞台技術に係る経験を２年以上有する者であること
技　能	○普通自動車免許を有すること ○パソコン（エクセル、ワード等）が取り扱えること
その他	○次のいずれにも該当しない人 ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。） ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

５　審査方法及び二次審査（採用試験）日程

（１）審査方法

一次審査（書類審査）	提出書類（履歴、舞台技術に関する経歴、志望動機等申告書）に基づく書類審査とする。
二次審査（採用試験）	一次審査通過者への①二者択一の専門試験（小論文）、②面接試験とする。※①は、舞台技術職員の劇場や地域における役割について設問

（２）二次審査（採用試験）日程

試験日時・試験方法		試験地
５月１２日（日）	受付時間 10:00～10:20 試験時間 ①専門試験（小論文）10:30～11:30 ②面接試験 13:00～順次	鳥取県立県民文化会館 （鳥取市尚徳町101-5） 電話(0857)21-9011

６　一次審査及び試験結果の通知

（１）一次審査の結果及び通過者への二次審査の案内は、５月５日（日）までに本人に通知します。
（２）二次審査（採用試験）の結果は、５月１７日（金）までに本人に通知します。
※通知の日程は審査の進行上、若干ずれる場合があります。
※合格後に著しく不都合な事項が判明した場合、あるいは提出書類の記載事項に事実と相違があった場合は、合格を取り消すことがあります。
※適格者がいないと認められる場合は、「該当者なし」とすることもあります。

７　受験申込手続

受験申込書類の入手方法	来館の場合	鳥取県立県民文化会館、鳥取県立倉吉未来中心、 財団西部事務所（アルテプラザ）で配布します。
	ホームページからのダウンロード	公益財団法人鳥取県文化振興財団ホームページ （http://www.torikenmin.jp/）より ダウンロードできます。（WORD版、PDF版）
受験申込方法	提出書類及び注意事項	①受験申込書（様式１） ※所定の申込書に必要事項を記載し、提出してください。 ※受験票に写真を貼り付けてください。 ※当該申込書の現住所を審査結果等の通知先とします。 異なる通知先を希望する場合は、本書の「※連絡先の住所」に記載してください。 ②履歴、舞台技術に関する経歴、志望動機等申告書（様式２） ※できるかぎり具体的に記述してください。 ③返信用封筒１通 ※一次審査の結果及び通過者への二次審査の案内用に受取先を記入した封筒（長型3号サイズ以下、84円切手を貼付）
	提出先	公益財団法人鳥取県文化振興財団事務局 〒680-0017　鳥取市尚徳町101－5（鳥取県立県民文化会館内）
	受験票の交付	一次審査（書類審査）通過者には、本人宛に二次審査の受験票を郵送します。 ５月８日までに一次審査の結果通知又は受験票が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

８　二次審査（採用試験）当日に持参するもの

（１）受験票
（２）筆記用具
（３）合否通知の受取先を記入した返信用封筒（長型３号サイズ以下、８４円切手を貼付）

９　主な勤務条件等

（１）給与（採用時）
月額１４６，１００円～２６４，２００円
※学歴・職歴・経験・資格・技能等を勘案し、決定します。

（２）諸手当
（公財）鳥取県文化振興財団給与規程に基づき支給します。
期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等

（３）各種保険
健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険制度に加入します。

（４）勤務時間
（公財）鳥取県文化振興財団常勤職員就業規則によります。
勤務時間は毎月１日を起算日として、１箇月を超えない期間につき１週間当たり４０時間交替制で、勤務時間が通常勤務と異なる場合や、勤務日が土曜日・日曜日・祝日になる場合があります。
①通常勤務 8:30～17:30、②9:30～18:30、③12:30～21:30、④13:00～22:00

（５）休日・休暇
概ね４週間当たり８日間の週休日、祝日の振替休日、年末年始休暇、有給休暇その他、就業規則による特別休暇があります。

（６）勤務場所
鳥取県立県民文化会館又は鳥取県立倉吉未来中心
※ただし、人事異動により配置換えを行うこともあります。

（７）その他
鳥取県立県民文化会館及び鳥取県立倉吉未来中心は、令和５年４月から５年間の第５期指定管理期間中であり、次期（第６期）の指定管理者制度に係る県の方針により、雇用条件に変更が生じる場合があります。（当財団の既雇用職員と同様の取扱いです。）
※現在の状況　県民文化会館及び倉吉未来中心の指定管理期間：R6.4.1～ R11.3.31（第４期）

１０　個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、採用試験及び採用に関する事務に利用します。

問い合わせ先
（公財）鳥取県文化振興財団事務局（担当：藤野、西尾）
〒680-0017　鳥取市尚徳町101－5
電話（0857）21-9011